

平成25年5月21日「建設業等における構造改善推進懇談会」資料

国土交通省の取組 (技能労働者への適切な賃金水準の確保等) について

北海道開発局 事業振興部 建設産業課

建設業を取り巻く情勢（1）

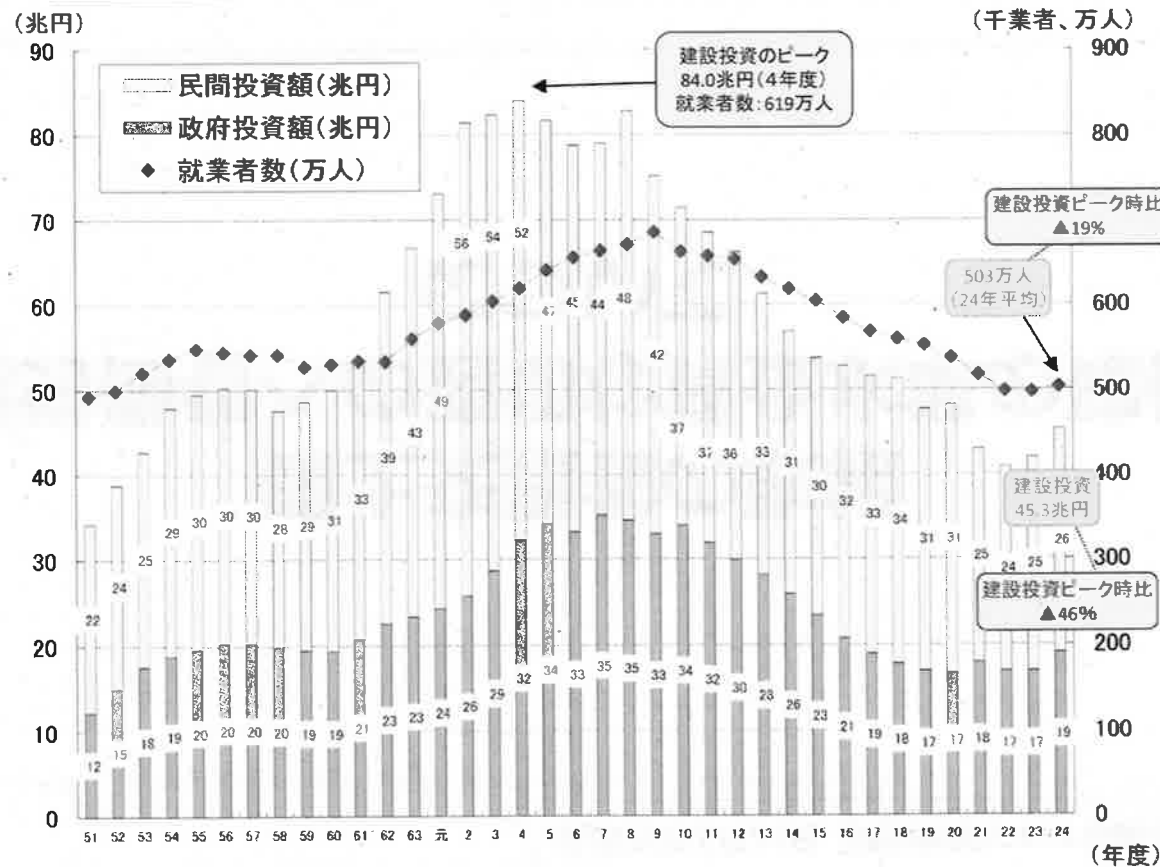
■ 建設投資及び就業者数の推移（全国）

○ 建設投資額（24年度見通し）は約45兆円で、ピーク時（4年度）から約46%減。

⇒ 投資額の減少により、受注競争が激化

○ 建設業就業者数（24年平均）は503万人で、建設投資ピーク時（4年平均）から約19%減。

⇒ 労働者一人当たりの投資額は、34%減



出所：国土交通省「建設投資見通し」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し

注2 就業者数は年平均。平成23年については被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を除く44道府県の合計値に被災3県の推計値を加えた値。

建設業を取り巻く情勢（2）

■ 平成24年度補正予算 公共事業関係費

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」
(平成25年1月11日閣議決定)

(予算規模: 10. 3兆円)

→ うち公共事業関係費の規模は2. 4兆円

■ 本対策の規模		
	国の財政支出 (兆円)	事業規模 (兆円)
I. 復興・防災対策	3. 8程度	5. 5程度
・東日本大震災からの復興加速	1. 6程度	1. 7程度
・事前防災・減災等	2. 2程度	3. 8程度
II. 成長による富の創出	3. 1程度	12. 3程度
・民間投資の喚起による成長力の強化	1. 8程度	3. 2程度
・中小企業・小規模事業者・農林水産業対策	0. 9程度	8. 5程度
・日本企業の海外展開支援等	0. 1程度	0. 3程度
・人材育成・雇用対策	0. 3程度	0. 3程度
III. 暮らしの安心・地域活性化	3. 1程度	2. 1程度
・暮らしの安心(医療・子育て、生活空間の安全確保・質の向上、安全保障環境への適応等)	0. 8程度	0. 9程度
・地域活性化(コンパクトシティ、農家の体質強化等)	0. 9程度	1. 2程度
・地方の資金調達の配適と本緊急経済対策の迅速な実施	1. 4程度	
公共事業等の国庫債務負担行為	0. 3程度	0. 3程度
経済対策関連 ・年金国庫負担2分の1の実現等	10. 3程度 2. 8程度	20. 2程度
補正予算全体	13. 1程度	

(注)「国の財政支出」には財政融資0. 4兆円を含む。

事 項	24 年 度 成立予算額	補 正 額			改 24 年 度 予 算 額
		追 加 額	修 正 減 少 額	差 引 額	
公 共 事 業 費					
(1) 公共事業関係費					
治山治水対策事業費	653,750	363,348	△ 7,231	356,117	1,009,867
道路整備事業費	1,020,249	424,498	△ 5,492	419,005	1,439,254
港湾空港鉄道等整備事業費	295,012	92,633	△ 1,682	90,951	385,963
住宅都市環境整備事業費	359,163	71,224	△ 2,275	68,949	428,112
公園水道廃棄物処理等施設整備費	124,893	60,614	△ 235	60,379	185,273
農林水産基盤整備事業費	357,602	435,513	△ 3,019	432,464	790,066
社会資本総合整備事業費	1,439,530	796,292	—	796,292	2,235,822
推進費等	88,556	13,500	—	13,500	102,056
災害復旧等事業費	67,569	173,140	△ 9	173,131	240,700
小 計	4,406,324	2,430,762	△ 19,974	2,410,788	6,817,112
(2) その他施設費					
小 計	4,166,548	2,307,276	△ 2,170	2,305,106※	3,471,654
計	8,572,873	4,738,038	△ 22,144	4,715,894	10,288,766

※教育や研究などの施設整備費のほか、地域の元気臨時交付金（1. 4兆円）を含む。

建設業を取り巻く情勢 (3)

■ 平成25年度予算 公共事業関係費

公共事業關係費

主要経費別内訳

(億円)

	24年度 予算	25年度 予算
社会保障関係費	263,901	291,224
文教及び科学振興費	54,113	53,687
うち、科学技術振興費	13,135	13,007
恩給関係費	5,712	5,045
地方交付税交付金等	165,940	163,927
防衛関係費	47,138	47,538
公共事業関係費	45,734	52,853
経済協力費	5,216	5,150
(参考)ODA	5,612	5,573
中小企業対策費	1,802	1,811
エネルギー対策費	8,144	8,496
食料安定供給関係費	11,041	10,539
その他の事項経費	62,556	59,931
経済危機対応・地域活性化予備費	9,100	0
予備費	3,500	3,500
合 計	683,897	703,700

→公共事業関係費は、5.3兆円

出所：財務省「25年度予算のポイント」「平成25年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」

				単位 億円	
		25年度 当初予算	前年度 予算額	対前年度	
				増減	%
道	水	5,942	5,772	169	2.9%
道	港	292	248	44	17.8%
道	路 整 備	12,619	12,579	40	0.3%
道	路 整 備	1,732	1,685	47	2.8%
道	港 整 備	772	707	65	9.2%
新	幹 線	706	706	-	-
都 市	幹 線 鉄 道	233	231	2	1.1%
道 路	橋 梁 整 備	38	41	▲3	▲7.0%
住 宅	利 益	1,527	1,451	76	5.2%
社会資本総合整備事業		19,594	14,395	5,198	36.1%
社会資本総合整備事業		10,460		10,460	増増
道 交 通 利 益 整 備		2,627	2,129	497.9	23.4%
林 野 公 益		1,796	1,748	48	2.8%
水 道 基 盤		721	690	31	4.5%
道 山 道 村 地 域 整 備 交 付 金		1,128	96	1,032	1,073.6%
水 道		344	318	26	8.3%
道 交 通 利 益 整 備		481	503	▲22	▲4.4%
国 営 公 園 等		272	304	▲32	▲10.6%
道 道 市 交 通 利 益 整 備		502	558	▲56	▲10.0%
そ の 他		1,526	1,572	▲46	▲2.9%
合 計		52,853	45,734	7,119	15.6%
国 土 交 通 省 関 係		44,891	39,346	5,545	14.1%
道 交 通 省 関 係		6,506	4,896	1,611	32.9%
道 交 通 省 関 係		347	321	26	8.2%
道 交 通 省 関 係		17.4	3	14.4	184.0%
道 交 通 省 関 係		563	585	▲22	▲3.8%
道 交 通 省 関 係		527	583	▲56	▲9.6%

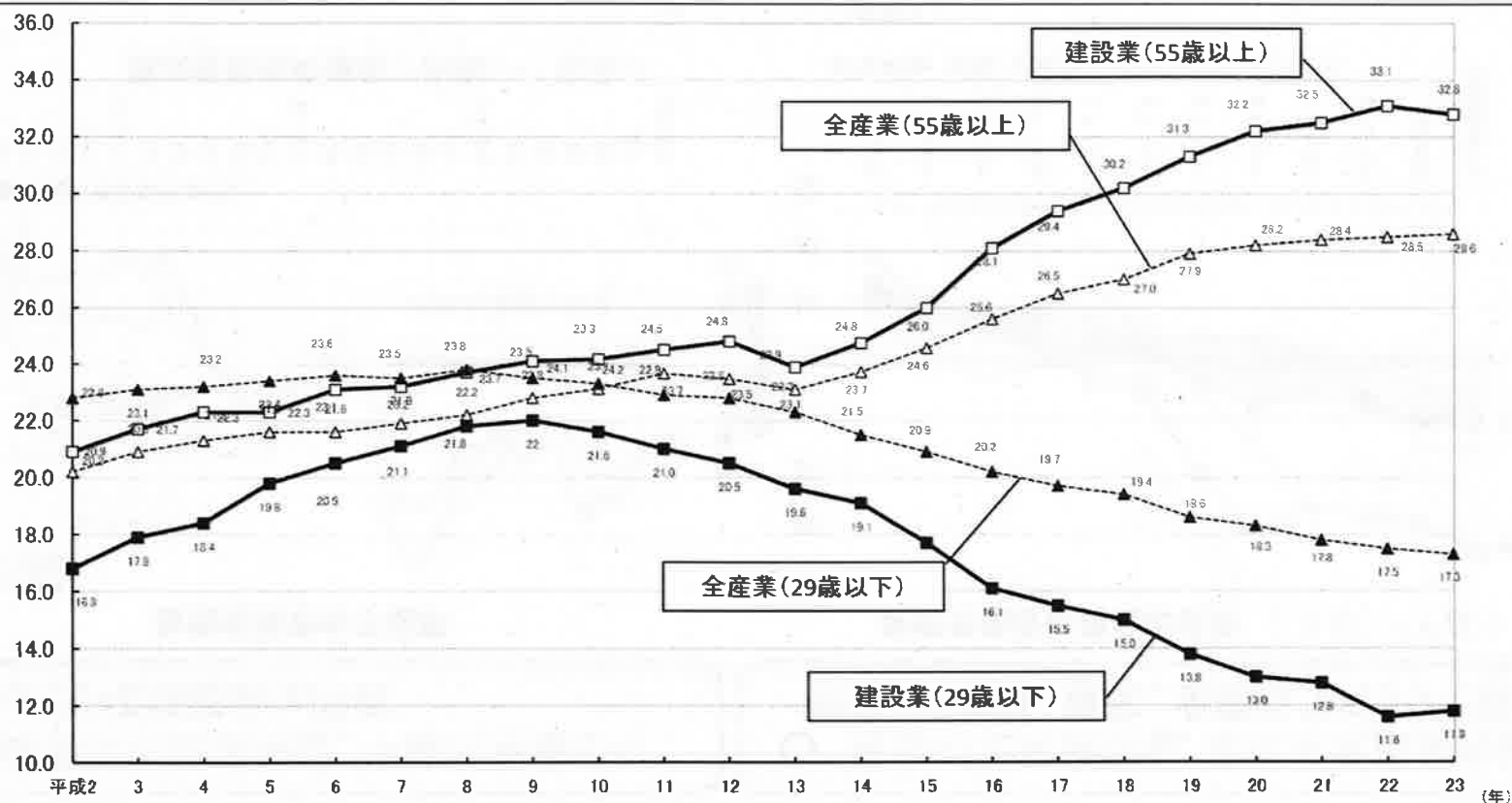
内	計	57 457	45 334	6 123	14 75
＜事業費＞＜人件費＞職員給与金 12、地域自主連絡会費 1、外務事業関係経費等 1、委託料 1、事業費外繰入金					
内	計	57 457	57 285	182	0 31

建設業を取り巻く情勢（3）

■ 建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が約33%、29歳以下が約12%と、若年者の割合が著しく低下し、高齢化が進行している。（この結果、次世代への技能承継が大きな課題。）

※実数ベースでは、建設業就業者数のうち55歳以上が約10万人、29歳以下が約2万人減少している。（平成23年度）



資料：総務省「労働力調査」

公共工事設計労務単価（1）

■ 平成25年度 公共工事設計労務単価の決定（平成25年3月29日）

I . 単価設定のポイント

- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置（被災三県について単価を5%引上げ）

➡ 全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%
被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +21.0%

II . あわせて、技能労働者への適切な賃金水準の確保について各団体に要請

建設業団体あて

- (1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払
 - ・ 適切な価格での下請契約の締結
 - ・ 労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
 - ・ 雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ
- (2) 社会保険等への加入徹底
 - ・ 元請は、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約の締結する
 - ・ 下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる
- (3) 若年入職者の積極的な確保
賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保
- (4) ダンピング受注の排除

公共発注者あて

- (1) 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用
- (2) ダンピング受注の排除
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用
- (3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

民間発注者あて

- (1) 労務費の上昇傾向を踏まえた工事発注
これ以上の技能労働者の減少を招かないよう、必要経費を含んだ適正な価格による工事発注
- (2) 社会保険料相当額の支払
労働者負担分及び事業主負担分の法定福利費を適切に含んだ額による工事発注

公共工事設計労務単価 (2)

■ 平成25年度 公共工事設計労務単価 (主要12職種)

全国全職種平均(参考値)

15,175円

(単純平均値の前年度比: +15.1%)

被災三県 : 16,503円 (単純平均値の前年度比+21.0%)

被災三県以外の都道府県 : 15,059円 (単純平均値の前年度比+14.6%)

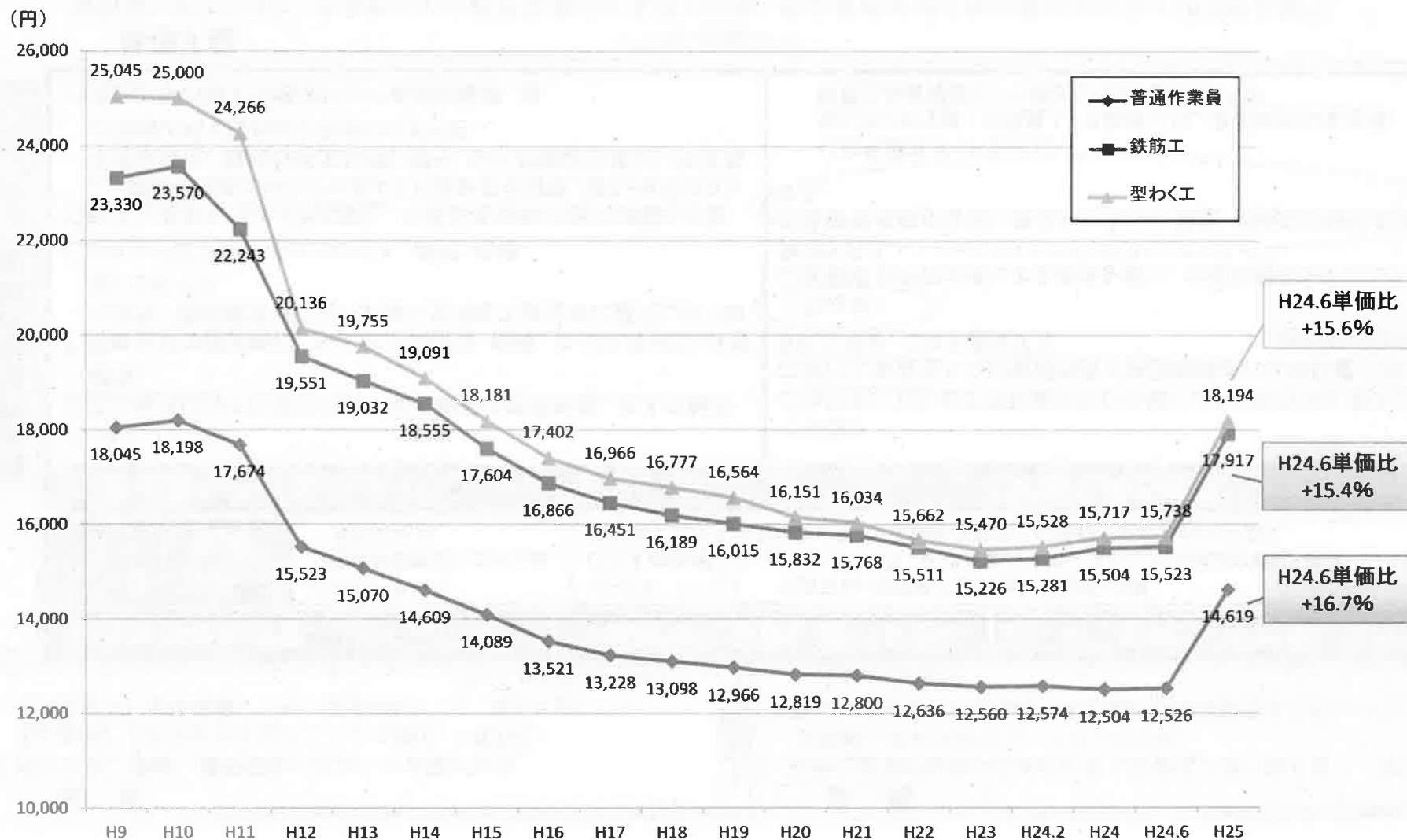
全国全職種平均 : 15,175円 (単純平均値の前年度比+15.1%)

(円/1日8時間当たり、対前年度比(%))

	特殊作業員		普通作業員		軽作業員		とび工		鉄筋工		運転手 (特殊)		運転手 (一般)		型わく工		大工		左官		交通誘導員 A		交通誘導員 B		参考値 (斜字は全職種 単純平均)	
北海道	15,400	14.9%	12,700	15.5%	10,600	15.2%	15,700	17.2%	16,000	17.6%	15,300	15.0%	12,800	15.3%	15,400	17.6%	16,500	17.9%	16,500	17.9%	9,100	15.2%	8,300	16.9%	13,226	17.5%
宮城県	19,500	26.6%	15,100	28.0%	11,900	28.0%	18,900	26.0%	22,400	26.6%	21,400	27.4%	19,200	27.2%	24,000	25.7%	21,000	26.5%	21,800	25.3%	10,600	20.5%	9,700	21.3%	17,180	21.1%
東京都	20,600	19.1%	17,200	22.9%	12,800	18.5%	22,000	18.9%	22,200	18.7%	20,200	18.1%	16,700	18.4%	20,200	18.8%	22,800	18.8%	22,300	22.5%	11,300	16.5%	10,100	17.4%	17,015	18.3%
新潟県	16,500	12.2%	13,600	11.5%	12,100	12.0%	16,300	14.0%	17,100	14.0%	16,400	12.3%	14,400	12.5%	16,200	14.1%	16,500	13.8%	16,200	14.1%	9,500	11.8%	8,700	13.0%	14,263	13.5%
愛知県	18,800	13.3%	16,100	17.5%	12,300	13.9%	19,700	13.2%	18,400	15.0%	18,600	12.7%	16,700	13.6%	19,900	13.7%	20,700	17.6%	18,400	15.0%	10,400	15.6%	9,400	13.3%	16,497	13.8%
大阪府	17,900	9.8%	14,700	14.0%	11,500	10.6%	20,100	11.0%	18,700	15.4%	18,500	10.1%	15,600	9.9%	20,200	15.4%	18,100	13.1%	18,000	15.4%	9,500	13.1%	8,500	13.3%	15,291	12.6%
広島県	16,600	10.7%	14,700	12.2%	11,000	11.1%	17,200	11.7%	17,000	11.8%	17,000	10.4%	14,400	10.8%	16,600	12.2%	16,900	11.9%	15,900	12.0%	10,200	13.3%	9,100	13.8%	14,650	12.0%
香川県	16,600	12.9%	14,700	13.1%	11,200	13.1%	16,100	13.4%	16,000	13.5%	15,900	12.8%	14,800	13.0%	16,300	13.2%	17,100	13.2%	16,900	13.4%	9,400	16.0%	8,600	17.8%	15,021	13.3%
福岡県	17,000	11.1%	14,500	16.0%	10,500	11.7%	16,700	13.6%	16,100	13.4%	16,400	11.6%	13,700	11.4%	16,100	13.4%	17,100	13.2%	16,300	13.2%	8,900	15.6%	8,100	14.1%	14,651	13.6%
沖縄県	17,000	9.0%	13,700	13.2%	10,400	13.0%	18,600	10.7%	16,900	11.9%	19,300	9.0%	17,000	9.0%	18,100	10.4%	17,700	14.9%	17,200	14.7%	8,000	11.1%	7,400	13.8%	15,351	12.3%
参考値 (斜字は全国 単純平均)	17,550	14.4%	14,538	16.7%	11,194	15.0%	18,431	15.1%	17,981	15.4%	17,773	14.5%	15,314	14.5%	18,356	15.6%	17,523	16.1%	17,493	16.6%	9,636	14.4%	8,932	14.8%	15,175	15.1%

公共工事設計労務単価 (3)

■ 公共工事設計労務単価の推移



出所:国土交通省「公共工事設計労務単価」

社会保険未加入対策

現 状

- 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
【企業別】 3保険ともに加入している割合 87%
【労働者別】 雇用保険75%、健康保険61%、厚生年金60%
<H24.10公共工事労務費調査>

課 題

- 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な技能の承継が困難に。
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という不公正な競争環境。

推進協議会の設置 (第2回 H24.10実施)

保険加入促進計画の策定

ダンピング対策

行政による チェック・指導

<H24. 7~>
 ○経営事項審査における減点幅の拡大

<H24. 11~> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導
 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導
 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

下請企業への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

- <H24. 11~>
- 協力会社に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入の勧奨・指導。
 - 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、適用除外ではない未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
 - 2次以下の下請企業についても、確認・指導。
 - 新規入場者の受け入れに際し、作業員名簿の社会保険欄を確認し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、特段の理由が無い限り、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。
 - 建設工事の施工現場等における周知啓発 等

法定福利費の確保

- <元請>
- 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求める。
 - 専門工事業から法定福利費が内訳明示された見積書が提示された場合、これを尊重する。
- <発注者>
- 必要以上の低価格による発注を避け、必要な経費を見込んだ発注を行う。
 - 法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮する。
- <法令遵守ガイドライン>
- 発注者・受注者、元請負人・下請負人は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮・確保すべき

総合的対策の推進

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

太田国土交通大臣から建設業団体への要請（1）

太田国土交通大臣から建設業団体への要請について

1. 日時

平成25年4月18日（木）16:30～17:00

2. 場所

霞山会館

3. 出席者

【国土交通省側】太田大臣、鶴保副大臣、松下政務官、佐藤事務次官、菊川技監、久保官房長、難波技術総括審議官、佐々木土地・建設産業局長、日原建設流通政策審議官

【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会



4. 議事概要

○太田大臣の冒頭発言

- ・設計労務単価を大幅に引き上げたことを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。
- ・若年労働者の入職促進や誇りを持てる職場にしていけるために、技能労働者の所得を増やすこと、社会保険等への加入を徹底することが第一歩。これは全ての関係者が危機感を共有して取り組むべき課題。
- ・今年は復興を実感できるような年にするとともに、防災・減災対策、特に「社会資本メンテナンス元年」として既存インフラの老朽化対策という新しい角度から事業を展開することが大事。復旧・復興事業や公共工事の迅速かつ円滑な施工確保に向け、更なる協力をお願いしたい。
- ・今後の建設産業の発展のため、現場の施工力向上や、若者が誇りを持って働ける環境作りなど、課題解決に向けて私も力を注いで取り組む。

○日建連中村副会長の発言

- ・大臣からの要請を真摯に受け止め、出来ることからスピード感を持って対応する。
- ・建設就業者の技能向上や就労条件の向上は、建設産業の発展の為に不可欠なものと認識。社会保険への加入促進、技能労働者等への適切な賃金水準の確保を図るため、対応を検討する。
- ・復旧・復興のスピードアップ、デフレ脱却のための公共事業の円滑な執行については、最優先の課題と位置付け、全力で施工確保を図る。
- ・東北地方の人手不足については、優先的にマンパワーを振り向けるように促進する。

太田国土交通大臣から建設業団体への要請（2）

○全建浅沼会長の発言

- ・被災地の一刻も早い復興、全国の国土強靱化のため、「レジリエントな日本」を造る目標に向かって貢献したい。
- ・大臣から要請いただいた技能労働者への適切な賃金の支払いについては、会員企業に周知・徹底する。
- ・今回の労務単価改訂は、画期的な処置であり、全建としても、人材を育て上げ、国民の安全・安心を守るという社会的役割を果たしていけるよう重ねて努力する。
- ・本格化する公共工事、復旧・復興工事についても、今回の円滑な施工を確保する様々な処置を活用し、総力をあげて期待に応える。
- ・地方自治体や民間事業者等の発注者に対しても、今回の内容が早急に周知・指導されるよう望むとともに、建設労働者の処遇改善、建設業が魅力ある産業となるよう引き続き力添えをお願いしたい。

○全中建松井副会長の発言

- ・ただいまの要請を受け、次期理事会等において、決議し、会員全体に周知する。
- ・中小建設業は、都道府県・市区町村からの受注が多いため、地方公共団体に対し、設計労務単価の引き上げが徹底されるよう周知して頂きたい。
- ・予算の執行に当たっても、長期的に安定した見通しのある取組をお願いしたい。

○建専連才賀会長の発言

- ・設計労務単価の引き上げに感謝。現場の労働者はすぐに賃金が上がると思っているが、ゼネコンから金をもらって技能労働者へ賃金を支払うには最低60日かかる。早めに労働者まで賃上げ後の賃金が行き渡るように指導してほしい。

- ・調査基準価格の見直しや、下請を評価する制度をつくって、ゼネコンと専門工事業者がタイアップできる環境をつくってほしい。
- ・今後本格化する公共工事と復旧・復興事業でダンピング受注をやめるよう指導してほしい。
- ・国、発注者、ゼネコン、専門工事業者、職人の5つが1つになって国の建設業を考えていかなければならない。この数年で変えるという意志でやらないと一人親方ばかり増えて、きちんとした専門工事業者が残らなくなる。
- ・被災地にはゼネコンの要請があれば団体をあげて協力する。

○太田大臣締めくくりの発言

- ・本日は業界挙げて取り組んでいくという皆様方の強い決意を伺った。こうした動きが業界全体の大きなうねりとなるよう、皆様が先頭に立って取り組んでいただきたい。
- ・将来の担い手の確保・育成は喫緊の課題であり、技能労働者の処遇改善はその第一歩なので、是非ともよろしくお願いする。
- ・国土交通省としても、
 - ①現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査の実施
 - ②設計労務単価の引き上げに伴う、相談窓口となる専用ダイヤルの設置など、順次、取組を進め、併せて、地方公共団体や民間の発注者に対しても設計労務単価引き上げに関する理解と協力を求めていく。
- ・復旧・復興事業や公共事業についても、迅速かつ円滑な施工確保に向けて改めて協力をお願いする。
- ・今後とも、現場主義の考え方に従って、皆様とともに、我が国インフラや国土を支える建設産業の発展に努力する。

技術者不足に係る対応

工事現場に配置される技術者等の効率的活用

技術者及び現場代理人の適正な配置について、課長通知を平成25年2月5日付けで発出

1. 密接な関係のある5km程度以内の2つの工事について専任の主任技術者の兼務可能

● 建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化

工作物に一体性又は連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

相互の間隔が5km程度

専任の主任技術者が原則2件程度、兼務することが出来る

2. 現場代理人の常駐義務の緩和【再周知】

● 公共工事標準請負契約約款第10条第3項

工事現場における運営、取締り及び現場代理人の権限の行使に支障が無く、
発注者との連絡体制が確保される場合、

発注者の判断により現場代理人の常駐義務を緩和

※現場代理人の常駐義務の緩和により、監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意

3. 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない期間の明確化【再周知】

● 「契約締結から現場着手までの間」、「検査終了後の期間」等は専任を要しない。

消費税の円滑かつ適正な転嫁について (1)

消費税率の引上げについて

○ 社会保障・税一体改革関連法により、消費税率が段階的に引き上げられることとなりました。

<消費税率引上げのスケジュール>

・ 平成24年8月22日 社会保障・税一体改革関連法 公布

・ 平成26年4月1日 消費税率5% → 8%適用

・ 平成27年10月1日 消費税率8% → 10%適用

※ 消費税率の引上げに当たっては、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとなっています。

工事に係る消費税のポイント

ポイント①どの時点で課税されるのか？ ➡ 契約日ではなく、「引渡し日」時点の税率が適用されます

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、

○物の引渡しを要するもの…目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日

○物の引渡しを要しないもの…約した役務の全ての提供を完了した日

となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡し日以後であれば、引上げ後の消費税率が適用されます。

ポイント②経過措置とは？ ➡ 消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用されます

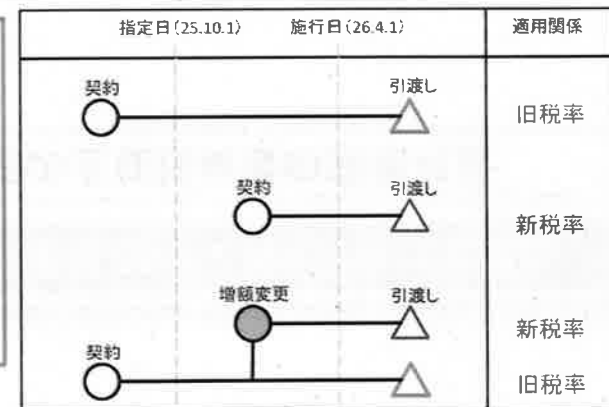
工事の請負の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかることを考慮し、指定日前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用されます。

○消費税率8%適用に係る指定日…平成25年10月1日(←平成26年4月1日の半年前)

○消費税率10%適用に係る指定日…平成27年4月1日(←平成27年10月1日の半年前)

<注意>増額変更があった場合

経過措置の適用工事であっても、指定日以降に変更契約により増額された場合は、その増額された対価の部分については、引上げ後の消費税率が適用されます。



※消費税率10%に係る指定日は27.4.1、施行日は27.10.1となる

消費税の円滑かつ適正な転嫁について (2)

消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税転嫁のポイント

- 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、税額分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担することになります。

➡ 消費税率の引上げに際しては、消費税の仕組みを正しく理解し、発注者の理解を得つつ、消費税を円滑かつ適正に転嫁することが重要

- 建設業においても、発注者との元請契約、下請契約、資材購入など取引の各段階において課税されます。

➡ 下請契約、資材購入等において、自己の取引上の地位の不当利用に当たるような行為を行わず、消費税分を適正に上乗せした契約を締結し、転嫁を受け入れることが重要

※免税事業者については、消費税分を別途受け取ることは税法上予定されていないが、仕入れに含まれる消費税分を転嫁する(価格に上乗せする)ことが必要

※建設工事標準請負契約約款(公共・民間・下請)では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、請負代金額を「消費税を含めた総額を記載するとともに、内書きで消費税額を別記」することで、取引に係る消費税額を明示することとしています

過去の転嫁拒否事例

① 設計変更による増額分が生じた際、本来は新税率(5%)が適用されるところ、発注者の理解を得ることができず、本体契約と同じ旧税率(3%)でしか支払ってもらえず、税率の差分(2%)を元請企業が負担して納税した。

③ 元請企業が下請企業に対して消費税の引き上げ分の値引きを求めた。

② 税率引き上げに伴い、駆け込み発注が生じ、設計業務に支障が出るほどの繁忙となった。これにより、概算設計による契約が多くなり、その後の設計変更も増加し、ケース①のような状況が生じた。

④ 発注者と元請企業との契約が経過措置の適用により旧税率が適用されることを理由に、元請企業が当該工事の下請先に対して、新税率が適用される契約に関して引き上げ分の消費税の支払いを拒否した。

消費税の円滑かつ適正な転嫁について（3）

（参考）政府における消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策

○ 消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが非常に重要であるとの認識の下、具体的な対策の検討を進めており、国交省としても政府の方針に則り、適切な転嫁対策を実施していくこととしています。

＜政府としての取り組み＞

平成24年10月26日「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針」を決定。

＜主な内容＞

I. 相談体制の整備

- ・電話相談等に対応する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を設置する。

II. 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備

- ・独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置を講ずる。
 - － 消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図る
 - － 転嫁カルテル及び表示カルテルについて独占禁止法の適用除外とする
- ・転嫁拒否等に関する調査等のための体制を整備する。
 - － 転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官を設置
 - － 相談窓口と各省庁等における転嫁対策に関する部署との連携体制を構築
- ・事業者に対する転嫁状況に関する調査等を実施する。

III. 広報

- ・転嫁等に関する広報活動（説明会、パンフの配布・周知等）を実施する。

等

平成24年度補正予算における建設業支援策（1）

建設業災害対応金融支援事業

平成24年度補正予算10.5億円

（背景）

- 建設産業は、住宅・社会資本の整備を通じて経済社会の発展に貢献している。特に、災害時における応急復旧活動など地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。
- 一方、建設投資の減少等による受注競争の激化等により、これまで建設機械を保有していた建設企業が建設工事の施工時のみレンタルする動きが進んできており、このままでは災害時における応急復旧活動を円滑に行うことが困難となることが懸念される。

（事業概要）

- 地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設企業の取組を支援。

- 具体的には、

①国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力を会社を含む。）

②国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している中小・中堅建設企業（これらの協力を会社を含む。）

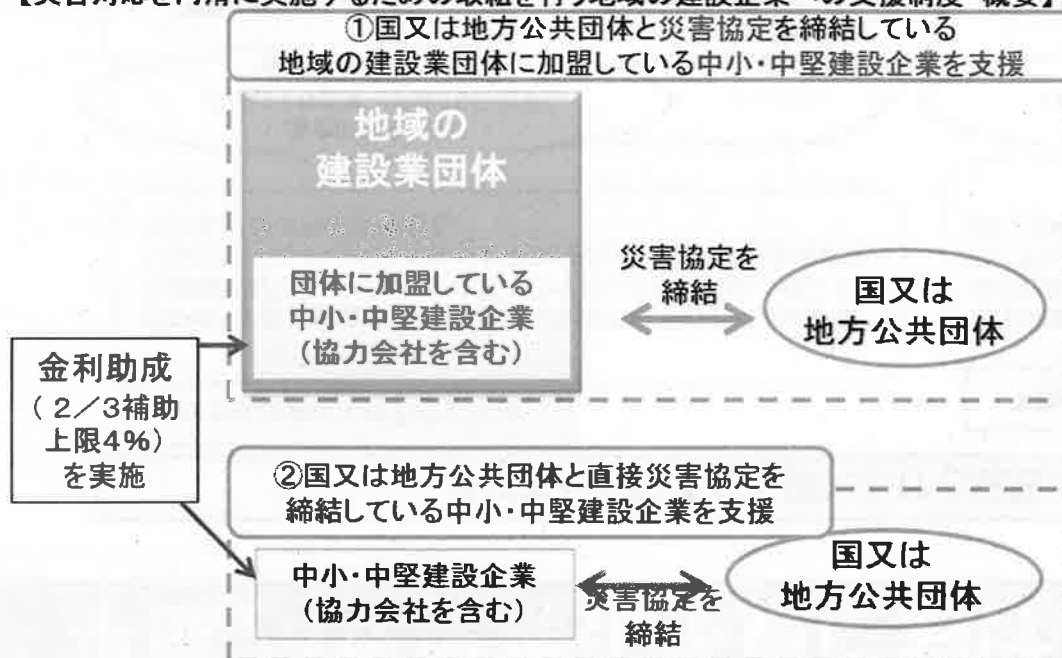
が災害協定で定められている活動をする際に使用する建設機械（※）を購入する際の資金の調達金利を助成（初年度1年分。2／3補助。上限4%）

※対象となる建設機械：建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル（地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械として、経営事項審査の審査対象としている3建設機械に限定。）。基本的に自社の工事で使用し、災害時に自社で災害対応に使用するもの。

- なお、一台当たりの利子助成の上限は150万円、一企業当たりの台数制限は3台とする。（これらの上限は、その後の申請状況に鑑み、変更することがあり得る。また、本事業の申請について、申請状況によっては年度途中で打ち切る可能性がある。）

- 申請された企業に対し支援するかどうかの最終判断は審査会によって実施。

【災害対応を円滑に実施するための取組を行う地域の建設企業への支援制度 概要】



（参考）東日本大震災における災害対応の例

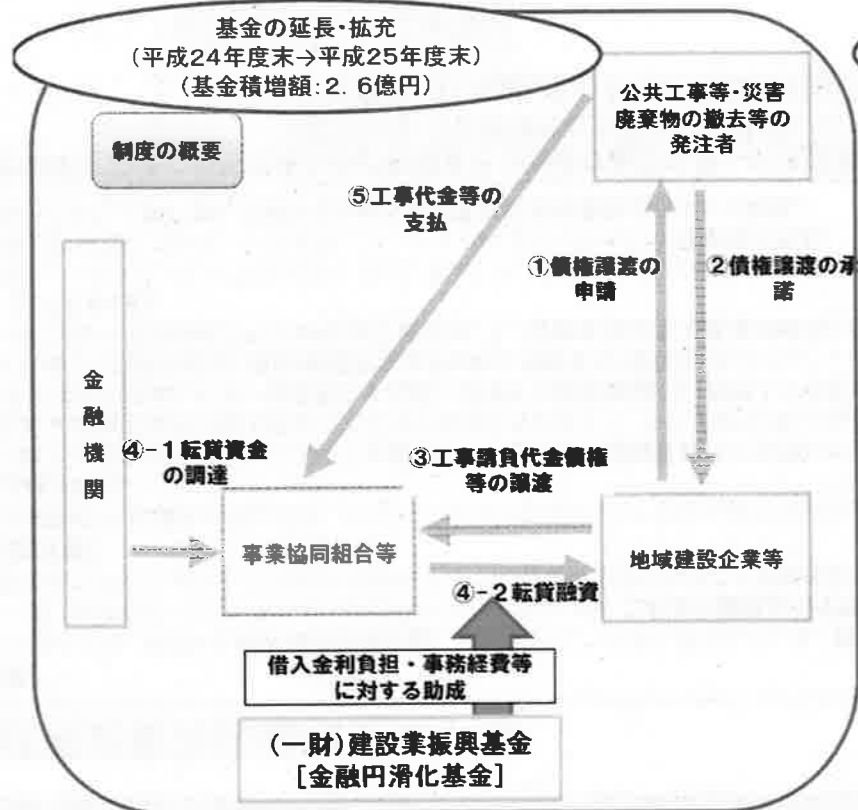


平成24年度補正予算における建設業支援策（2）

平成24年度補正予算における建設業に対する金融支援策

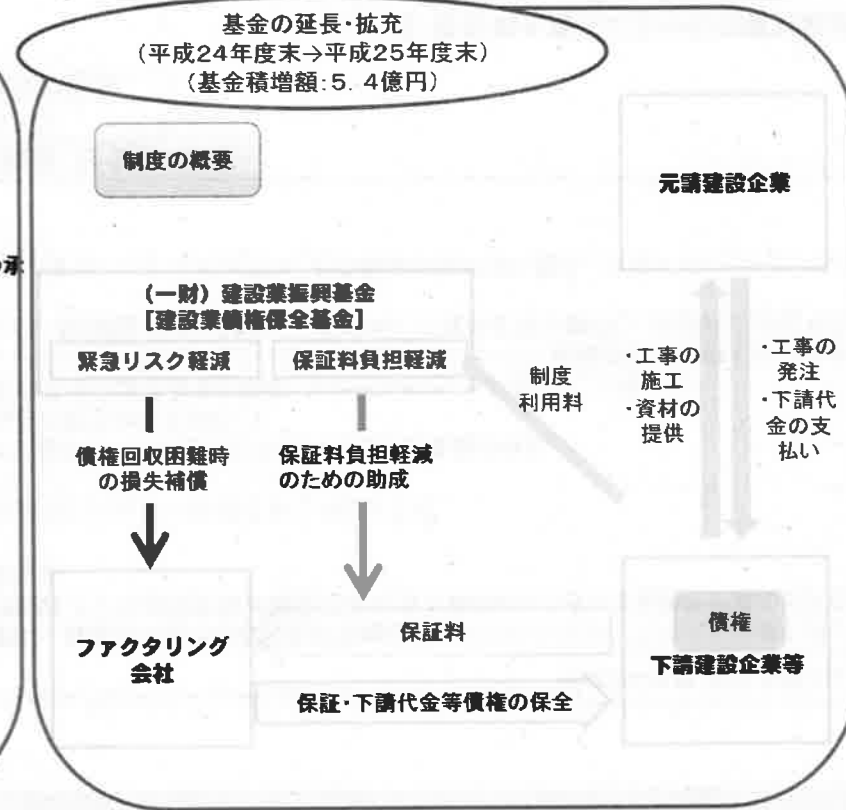
地域建設業経営強化融資制度

○中小・中堅建設企業が有する工事請負代金債権を担保に事業協同組合等から工事途中に融資を受けることを可能とし、借入金利負担等に対する助成を併せて行うことにより、これらの建設企業の資金調達の円滑化を図る。



下請債権保全支援事業

○下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、保証ファクタリング会社が下請債権等の保証をする場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減及び債権回収困難時における保証ファクタリングに対する損失補償を行う。



平成25年度予算における建設業支援策

建設企業のための経営戦略アドバイザー事業

【事業概要】

H25予算案: 185百万円

- 経営戦略相談窓口を設置し、中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営上の課題を支援するため、中小企業診断士や公認会計士等専門家によるアドバイスを実施(相談支援)。このうち、特に新事業展開、企業再編・廃業であり、他企業に対するモデル性のある案件に関してはこれらの専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等の目標達成まで継続支援(重点支援)。
- 中小企業診断士や公認会計士等専門家による「相談支援」を拡充し、経営アドバイスと技術アドバイスを一体として実施することにより、建設企業の新事業展開等の取組に対する支援を強化。
- 専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等まで継続的に支援する「重点支援」を拡充し、建設業のもつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援。

事業概要

建設企業

経営戦略相談窓口

相談支援

中小企業診断士等の専門家が以下の内容をアドバイス

・新事業展開 ・事業承継
・内部管理の効率化
・企業再編・廃業
など経営上の課題に広く対応

+

・技術提案作成
・施工管理
など技術上の課題に広く対応

拡充部分

重点支援企業の選定

重点支援

チームアドバイス支援

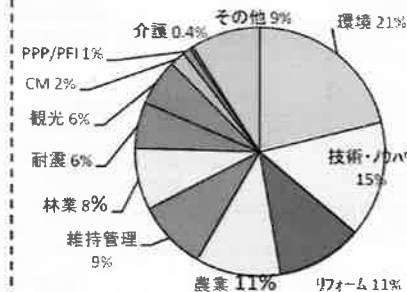
専門家による
支援チームの派遣

ステップアップ支援

事業の実施に係る経費の一部
支援(上限300万円)

拡充部分

(参考) 建設企業による新事業展開



林業との連携例
(林建共同事業)



(出典)「建設企業の連携によるフロンティア事業」における
申請分野(分野は申請内容により複数該当)

【事業の実施に係る経費を 支援する事業の選定要件】

- ① 建設業のもつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業
- ② 本事業においてパートナー協定を締結している支援機関からの推薦
- ③ 概ね3年後の目標数値の設定
- ④ 支援額と同額以上の自己負担 等

[パートナー定締結済み機関] 都道府県: 33、地方銀行: 52、第二地方銀行: 31、信用金庫: 171、信用組合: 44、合計: 331

中小・中堅
建設業者の
皆様へ

専門家による 経営相談です

建設企業のための 経営戦略アドバイザー事業

「経営戦略相談窓口」を設置し、中小・中堅建設企業が抱える
経営上の様々な課題に対する相談に対して、建設業に精通した
中小企業診断士、公認会計士等の専門家がアドバイスを行います。



支援メニュー

MENU 1 相談支援 (1企業あたり必要に応じて2回まで)

相談内容に応じて、「エリア統括マネージャー」が電話によるアドバイスをいたします。
その上で、必要に応じて、「建設業経営戦略アドバイザー」を建設企業に派遣します。

【初回は無料、

2回目は自己負担額2,700円+振込手数料】

新事業展開、事業承継、内部統制の功
率化、企業再編・廃業、経営革新など
建設業が抱える経営上の課題、技術上
の課題まで幅広く対応して丁寧にアド
バイスを行います。

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。



MENU 2 重点支援 (相談支援を実施した企業の中から選定)

チームアドバイス支援 (支援費用の1割を自己負担)

新事業展開、企業再編・廃業に関して、支援チームを組成し、目標達成に向けて継続的に支援します。

ステップアップ支援

建設業のノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援します。
(最大300万円まで支援)

ご相談はこちらへ

経営戦略相談窓口一覧

<http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/>

(一財)建設業振興基金 個進改善センター

国土交通省 北海道開発局 建設産業課
国土交通省 東北地方整備局 計画・建設産業課
国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課
国土交通省 北陸地方整備局 計画・建設産業課
国土交通省 中部地方整備局 建設産業課
国土交通省 近畿地方整備局 建設産業課
国土交通省 中国地方整備局 計画・建設産業課
国土交通省 四国地方整備局 計画・建設産業課
国土交通省 九州地方整備局 計画・建設産業課
内閣府 沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課

TEL 03-5473-4572

FAX 03-5473-4594

011-709-2311

011-738-0235

022-225-2171

022-227-4459

048-601-3151

048-600-1921

025-370-6571

025-280-8746

052-953-8572

052-953-8606

06-6942-1141

06-6942-3913

082-221-9231

082-511-6189

087-851-8061

087-811-8414

092-471-6331

092-476-3511

098-866-1910

098-861-9926

経営相談の
申込は、裏面を
ご利用ください。

FAX 03-5473-4594

受付窓口 (一財) 建設業振興基金 TEL 03-5473-4572

平成25年度 建設企業のための
経営戦略アドバイザー事業

経営相談申込書

平成 年 月 日

会社名		(フリガナ)	
所在地			
交付時に窓口よりお担当者様へお電話いたします。日中にご連絡が取れる番号をご記入ください。			
TEL	FAX		
E-mail			
ご担当者	役職又は 所属部署	氏名	(フリガナ)
会社等の規模	資本金	円	売上高
		円	従業員数
補助金許可区分 ☐ 大臣許可 ☐ 知事許可 ☐ 許可無し			

本事業を行った紹介元を下記の番号より選択してください		選択性
1 金融機関、2 中小企業診断士等 (氏名)、3 都道府県、4 セミナー等、 5 ホームページ、6 建設業協会等、7 商工会等、8 その他 ()		

1. 金融機関のご紹介の場合は、以下の欄もご記入ください

紹介元の金融機関名	支店名又は担当部署
-----------	-----------

2. 紹介元の金融機関に対し、相談内容等の情報提供の可否をお答えください

相談申込者の情報提供	可・否	相談内容等の情報提供	可・否
------------	-----	------------	-----

ご相談内容
重点支援をご希望の場合は、希望する支援内容とその理由をご記入ください

本事業利用についての重要事項説明

～本事業を利用するにあたっては、以下の事項についてご了承の上、お申込みください。～

- 1 経営相談におけるアドバイスに際しては、相談申込者から必要な個人情報および企業情報をお聞きします。
- 2 当申込書のほかアドバイスに必要な個人及び企業情報は、本事業の円滑な進行及び改善のための分析に利用します。収集した情報については、個人や企業が特定される形で使用することはありません。
- 3 本事業利用により、相談申込者に損害が生じても、国土交通省、(一財)建設業振興基金、建設業経営戦略アドバイザー等の本事業関係者はその責任を一切負わないものとします。
- 4 本事業の利用資格は、建設業法第二条第二項に規定する建設業を営む者で中小建設業者等です。



国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課



一般財団法人 建設業振興基金

※当該「相談申込書/パンフレット」は、以下の事業ポータルサイト (一般財団法人建設業振興基金「ヨイケンセツドットコム」内) よりダウンロード可能です。
<http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/>